

徳島県科学技術憲章 (案)

平成26年9月9日

徳島県科学技術県民会議

徳島県科学技術憲章

1 制定の背景

本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化や過疎化、さらには、南海トラフ巨大地震や、グローバル化による国際競争への対応など、いま、わたしたちは、これまでに無かった様々な課題に直面しています。

戦後の経済復興をはじめ、これまでわたしたちの暮らしを支えて来たのは、「技術革新」の力でした。そして、これから克服しなければいけない課題に立ち向かうための、強力な手段として、「科学技術」の役割は今後益々増大していきます。

さて、わたしたちの徳島県では、これまで、日本の数学の礎を築いた林鶴一や、「日本薬学の父」長井長義など、「科学技術」の発展に寄与した様々な人材を輩出してきました。

また、高い品質で「ジャパン・ブルー」を支えてきた「阿波藍」や、豊富な森林資源を活用した「木工製品」など、「進取の気質」に富んだ県民性の伝統に支えられた、「ものづくり」技術が息づいています。

その流れは、製塩業に由来する製薬業、蛍光体製造から発展したLED技術をはじめ、「自然エネルギー」や、第一次産業の「六次産業化」など、本県の経済基盤を支える「科学技術」へとつながっています。

さらに近年では、「地上デジタル放送への移行における難視聴対策」である「CATV網の全県展開」により「全国屈指のブロードバンド環境の整備」を図ったことや、「糖尿病死亡率ワーストワン」を克服するための取組みから、糖尿病に関する一大「研究開発臨床拠点」の形成につなげるといった、「逆境（ピンチ）」を「好機（チャンス）」へ変えることにより、「徳島ならではのイノベーション」とも言うべき「科学技術」の展開が図られています。

我が国の大きな変革期となる2020年を見据え、いま直面している課題を解決し、徳島の未来を切り拓いていくためには、こうした徳島の「強み」としての「科学技術」の力を最大限に活用する必要があることから、あらゆる分野における科学技術の研究開発を束ね、その相乗効果を新たな価値の創造につなげるとともに、科学に対する裾野を広げ、その将来を担う人材の育成を含めた「県民総ぐるみ」による科学技術の振興を図ることが重要となります。

このような考え方に立ち、本県の産・学・民・官それぞれが、適切な役割分担の下、一体となって科学技術の振興に取り組むための「羅針盤」として、この憲章を定めることとします。

2 憲章の位置づけ

この憲章の位置づけは、次のとおりとします。

- (1) 本県の科学技術の振興における針路を示すもの
- (2) 科学技術の振興について、県の責務を定めるとともに、産・学・民がそれぞれの役割を認識することにより、各主体が連携して科学技術の発展に取り組む機運を醸成するもの

3 基本理念

本県における科学技術の振興は、次に掲げる事項を基本として進めることとします。

- (1) あらゆる人々に身近な存在である「開かれた科学技術」を目指すこと
- (2) 未来を切り拓く役割を担う「次代の科学技術者」の育成に取り組むこと
- (3) 産・学・民・官の叡智を結集させ、世界に発信・展開できる「新たな価値」の創出を目指すこと
- (4) 本県ならではの「地域資源」と「強み」を活かした科学技術の展開により、地域課題の解決を推進すること
- (5) 科学技術が正しく利活用される社会づくりに取り組むこと

4 目指すべき針路

本県における科学技術について、その「目指すべき」方向性を次のとおり定めます。

- (1) 本県の有する「進取の気質」を発揮した時代をリードする「徳島発」の科学技術の展開
- (2) 「逆境（ピンチ）」を「好機（チャンス）」へ変える「課題解決」型のイノベーションの創出

5 県の責務

県は、「3 基本理念」「4 目指すべき針路」（以下「基本理念等」とします）に基づき、国、市町村と緊密な連携を図りつつ、次のとおり科学技術に関する施策を推進する責務を担います。

- (1) 産・学・民・官の連携を促進し、共同研究や知見の相互提供・利用を活発化
- (2) 県民の安全・安心で快適な暮らしを実現するための科学技術の開発を支援するとともに、その成果を積極的に発信し、利活用を促進
- (3) 試験研究機関として、産業界、教育・研究機関及び県民からのニーズに対応した研究開発と支援活動を展開

6 各主体別の役割

各主体は、基本理念等に基づき、それぞれ次に定める役割を担うこととします。

(1) 産業界

- ① 科学技術を活用した地域の課題解決や豊かな県民生活を実現
- ② 先端技術の創出を通じて、地域社会の発展及び徳島から「科学技術創造立国」を牽引
- ③ 製品やサービスの国内外への展開を通じた科学技術の発展、グローバルなビジネスチャンスの拡大及び「とくしまブランド」の世界への発信
- ④ 技術者の育成や技能の継承、他分野との連携による、事業の継続・発展
- ⑤ 安全・安心で「使う人にやさしい」ものづくりのための科学技術の開発・普及の促進

(2) 教育・研究機関

- ① 子どもたちの理系への興味・関心を高める機会や環境の確保
- ② 創造性に溢れ、世界に羽ばたく科学技術分野の人材の育成
- ③ 地域社会や産業界からの課題解決ニーズの把握及び産業化・実用化に向けた科学技術の研究開発
- ④ 倫理観に基づく確かな研究成果や知見を通じて、あらゆる県民が科学技術に慣れ親しみ、理解を深める機会の提供

(3) 県民

- ① 世代を問わず日頃から科学技術への関心を持ち、知識を身に付けるとともに、相互に学び合い、その知識を高めること
- ② 誰もが日常生活の中で、健康の維持増進や製品・サービスの品質等への適切な評価、自然災害への備え、環境の保全などに、科学技術に関する知識を活用すること
- ③ 快適で、より豊かな生活を実現するため、くらしに密着した科学技術を活用すること

7 推進体制

- (1) 「拳県一致」による科学技術の振興を図ることを目的とし、総合的な施策の方向性等について検討及び提言を求めるため、「徳島県科学技術県民会議」を設置します。
- ① 「徳島県科学技術県民会議」には、下部組織として、県民会議における議題に関し、分野別の専門的議論を深めるため、「未来創造」、「工業・エネルギー」、「健康・医療」、「食料・バイオ」からなる4つの「専門部会」を設置します。
 - ② 「専門部会」では、科学技術に関する既存計画との調整を図りながら、本憲章に基づく具体的な目標設定と振興策の検討及びそれらの検証を行います。
- (2) 科学技術の振興に係る県の施策を統括し、各部局の効果的な連携による積極的な施策推進を図るため、「徳島県科学技術推進本部」を設置します。

8 とくしま科学技術月間

科学技術に関し、ひろく県民の関心と理解を深めることにより、本県の科学技術の振興を図るため、「とくしま科学技術月間」を制定し、この期間中に科学技術関連行事を実施します。

- (1) 期間
「とくしま科学技術の日（10月31日）」が属する1か月間とします。
- (2) 行事
科学技術功労者の表彰、試験研究機関の公開、シンポジウム、講座等の開催、科学技術に関する資料の公表等、科学技術振興に係る行事を全県的に実施します。

9 顕彰制度

科学技術に関する研究開発、理解増進等に顕著な成果を収めた者を顕彰し、科学技術に携わる者全体の意欲の向上を促進することによって、本県の科学技術の発展及び振興を図ります。

(1) 対象

- ① 高度な研究開発能力を有する若手研究者
- ② 優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者
- ③ 豊かな着想による優れた科学研究に取り組んだ児童・生徒
- ④ 科学技術の裾野を広げる取組みを実践している者・団体
- ⑤ その他、科学技術の発展・振興に関し、顕著な功績を挙げた者・団体

(2) 表彰時期

「とくしま科学技術月間」の期間内において実施します。

10 附則

(1) 本憲章は、平成26年 月 日より施行します。